

甲州市公告第 22 号

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和6年7月23日

甲州市長 鈴木 幹夫



1 業務名

甲州市観光パンフレット作成業務

2 業務の目的

現在当市で発行している観光パンフレットは、総合パンフレットをはじめフルーツ狩り、寺社仏閣、各エリアガイド等多岐にわたっている。これまで用途によって使い分けてきたが、パンフレットの種類が増加していることから情報が分散している状況である。そこで、パンフレットを集約した新たな総合パンフレットを作成し、情報発信の合理化を図ることで観光客の利便性向上と誘客促進効果の向上を目指すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌営業日から令和7年2月14日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7)過去5カ年以内(平成31年度～)に、国、地方公共団体等が発行する観光パンフレット作成業務の実績があること。
- (8)本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。
- (9)山梨県内に本店または支店、営業所等を有していること。

5 手続き

甲州市観光パンフレット作成業務事業者選定公募型プロポーザル実施要領のとおりとし、実施要領は甲州市ホームページで公表する。

6 担当部署

甲州市役所 観光商工課 企画・交流担当(担当:奥山、土屋)
〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1
電話 0553-32-1000(直通) FAX0553-32-5174
メールアドレス:kankou@city.koshu.lg.jp